

公益財団法人日本陸上競技連盟 栄章規程

第1章 目的及び対象

(目的)

第1条 本連盟は陸上競技界に功労、功績及び勲功があった者に栄章を贈り、その名誉を表彰する。

(対象)

第2条 本連盟が授与する栄章の種類、対象及び個数をつぎの通り定める。

(1) 功労章

日本陸上競技界に功労のあった者、毎年3名以内に授与する。
但し、秩父宮章を受章した者であること。

(2) 秩父宮章

本連盟あるいは加盟団体に功績があった者、毎年35名以内に授与する。

(3) 高校優秀指導者章

高校生競技者または18歳未満の勤労競技者の指導者として、特に功労のあった者、毎年各加盟団体1名以内に授与する。

(4) 中学優秀指導者章

中学生競技者の指導者として特に功労があった者、毎年各加盟団体1名以内に授与する。

(5) 高校優秀選手章

高校生競技者または18歳未満の勤労競技者として優秀な者、毎年各加盟団体1名以内に授与する。

(6) 中学優秀選手章

中学生競技者として優秀な者、毎年各加盟団体1名以内に授与する。

(7) 勲功章

日本陸上競技界に勲功があった競技者及びその指導者に授与する。(個数は限定しない)

①オリンピック及び世界陸上競技選手権大会の入賞者

②アジア競技大会、ユニバーシアード及びU20世界陸上競技選手権大会の金メダリスト

(8) 競技者育成章

オリンピック及び世界陸上競技選手権大会の入賞者の小学校以上で陸上競技の育成指導にあたった者、各2名以内に授与する。

但し、勲功章と重複して授与はできない。

- (9) 諸記録章
日本人で世界記録、U20世界記録、室内世界記録、日本記録、U20日本記録、U18日本記録及び室内日本記録を樹立した者に授与する。(個数は限定しない)
- (10) 浄財寄付者顕彰
本連盟に浄財を寄付した者、または本連盟の財政に寄与した者に記念品をおくって顕彰する。(個数は限定しない)
- (11) アスレティックス・アワード
- ①アスリート・オブ・ザ・イヤー
当年においてその活躍が最も顕著であった競技者、1名もしくは1チーム以内に授与する。
 - ②優秀選手賞
当年において優秀な成績を収めた競技者、若干名に授与する。
 - ③新人賞
当年の活躍が顕著であり、将来が期待される競技者4名以内(東京運動記者クラブ選出の競技者男女各1名以内と本連盟選出の競技者男女各1名以内)に授与する。
 - ④特別賞
陸上競技を通じた活動や活躍が広く社会に対して貢献したと認められた者もしくは団体、若干名に授与する。
- (12) 感謝状贈呈
本連盟の実施する諸事業に積極的に協力・貢献したと認められた団体に授与する。
(個数は限定しない)

第2章 栄章審査委員

(設置)

- 第3条 本連盟に栄章審査委員21名以内を置く。
- 2 栄章審査委員会は、栄章審査委員のうちから栄章審査委員長1名を選任する。

(選任)

- 第4条 栄章審査委員は、理事会の決議によって選任する。

(任期)

- 第5条 栄章審査委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任等)

- 第6条 栄章審査委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、これを解任するこ

とができる。この場合、理事会において、決議する前に、当事者たる委員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(解職)

第7条 栄章審査委員長が次のいずれかに該当するときは、栄章審査委員会において、決議について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員現在数の3分の2以上の決議により、この職を解くことができる。この場合、栄章審査委員会において、決議する前に、当事者たる栄章審査委員長に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(3) その他前各号に準ずる重要な事由があるとき。

第3章 栄章審査委員会

(構成)

第8条 栄章審査委員会は、すべての栄章審査委員をもって構成する。

(権限)

第9条 栄章審査委員会は、栄章候補者の審査を行い、その候補者を理事会に推薦する。

(開催)

第10条 栄章審査委員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 栄章審査委員会は栄章審査委員長が招集する。

2 栄章審査委員長が欠けたときまたは栄章審査委員長に事故があるときは、代表理事が栄章審査委員会を招集する事ができる。

(議長)

第12条 栄章審査委員会の議長は、栄章審査委員長とする。

2 栄章審査委員長が欠けたときまたは栄章審査委員長に事故があるときは、当該栄章審査委員会に出席した栄章審査委員の互選により定める。

(定足数)

第13条 栄章審査委員会は栄章審査委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

第14条 栄章審査委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は栄章審査委員として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第15条 栄章審査委員が栄章審査委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する栄章審査委員を除く栄章審査委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の栄章審査委員会の決議があったものとみなす。ただし、理事会が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第16条 栄章審査委員が栄章審査委員の全員に対し、栄章審査委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を栄章審査委員会に報告することを要しない。

第4章 栄章授与者の選考方法

(選考方法)

第17条 功労章、秩父宮章、高校優秀指導者章、中学優秀指導者章、高校優秀選手章及び中学優秀選手章は、別に定める栄章授与者推薦基準に則り、候補者の詳細な陸上競技に対する経歴書を添えて本連盟に推薦する。

推薦された候補者は、栄章審査委員会の審議を経て、理事会において栄章授与者を決定する。

2 勲功章、競技者育成章、諸記録章及び浄財寄付者顕彰及び感謝状贈呈は、第2条の該当者があったとき、栄章審査委員長は速やかに本連盟会長と協議し、該当者に授与することが出来る。但しこの場合、事後、栄章審査委員会の全委員および理事に報告しなければならない。

3 アスレティックス・アワードは、栄章審査委員会の審議を経て、本連盟会長が決定する。

(資格の停止)

第18条 栄章受章者でふさわしくない行為があった者に対しては、理事会で協議し、栄章を剥奪することができる。

(附則1)

この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。

(附則2)

2016年11月2日	第2条の一部改定
2017年9月28日	第2条の一部改定
2017年12月19日	第2条の一部及び第17条の一部改定
2018年12月17日	第2条の一部及び第17条の一部改定
2019年3月14日	第2条の一部改定
2020年4月1日	第17条第3項一部改定

〔 栄章授与者推薦基準 〕

1. 功労章

- (1) 地域陸協、協力団体及び本連盟は、候補者があれば申請書に記入し、本連盟会長に推薦する。
 (2) 授与区分 ー 日本陸上競技界に功労のあった者に授与する。
 秩父宮章を受章した者であること。
 過去に同章の受章がない者。

授与人数 ー 毎年3名以内
 授与期日 ー 国民体育大会のとき

(3) 推薦基準

区 分	対 象	年数・その他
本連盟	① 評議員、理事、監事、顧問、専門委員長	6年
	② 専門委員、事務局長、指導者	8年
地域陸協 加盟団体 協力団体	① 会長、副会長、理事長、専務理事	6年
	② 評議員、理事、監事、顧問、専門委員長	8年
	③ 専門委員長、事務局長、指導者	10年
共通	上記に準じて本連盟の運営に永年貢献した者。	
年齢	60歳以上	
秩父宮章	受章者	

※推薦基準は、同時期の役職の年数は累積出来ない。

2. 秩父宮章

- (1) 地域陸協、協力団体及び本連盟は、配分基準の範囲内の人数から選び、申請書に記入し、本連盟会長に推薦する。
 (2) 授与区分 ー 本連盟、加盟団体もしくは協力団体に功績があった者に授与する。
 過去に同章の受章がない者。

授与人数 ー 毎年35名以内
 授与期日 ー 国民体育大会のとき

(3) 推薦基準

区 分	対 象	年数・その他
本連盟	① 評議員、理事、監事、顧問、専門委員長	4年
	② 専門委員、事務局長、指導者	6年
	③ 規程に定められた特別委員会委員	特に功労顕著なる者
地域陸協 加盟団体 協力団体	① 会長、副会長、理事長、専務理事	4年
	② 評議員、理事、監事、顧問、 専門委員長、事務局長、指導者	6年
	③ 参与	8年
	④ 学校・会社・事業所の部長・監督	10年
共通	① 競技場管理、用器具や施設の改良、 もしくは審判技術や競技技術の進歩に寄与	10年
	② 浄財寄付	特に功績顕著なる者
年齢	55歳以上	

※1967年度栄章審査会・定時代議員の決定により、1968年より「50歳以上」の年齢制限を基準に加入する。

※1998年度栄章審査会の決定により提出書類に記入年齢は翌年の3月31日現在とする。

※2002年度栄章審査会・評議員会の決定により2004年より「55歳以上」の年齢制限を基準に加える。

※推薦基準は、同時期の役職の年数は累積出来ない。

(4) 秩父宮章授与数配分基準

区 分	対 象	授与数
北海道	北海道	1
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	3
関 東	栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨	5
東 京	東京	1
北 陸	新潟、富山、石川、福井	2
東 海	長野、静岡、愛知、岐阜、三重	4
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	3
四 国	徳島、香川、愛媛、高知	2
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	4
協力団体 本連盟	実業団、学連、高体連、中体連、マスターズ、本連盟	6
合 計		35

3. 高校優秀指導者章

(1) 各加盟団体は、栄章規程に基づき、申請書に記入し、加盟団体から本連盟会長に推薦する。

(2) 授与区分 ー 高校生競技者または18歳未満の勤労競技者指導者として、特に功労のあった者に授与する。但し、現場で直接指導されておられる方であること。
過去に同章の受章がない者。

授与人数 ー 毎年各加盟団体1名以内

授与期日 ー 国民体育大会のとき。

4. 中学優秀指導者章

(1) 各加盟団体は、栄章規程に基づき、申請書に記入し、加盟団体から本連盟会長に推薦する。

(2) 授与区分 ー 中学生競技者の指導者として特に功労があった者に授与する。但し、現場で直接指導されておられる方であること。
過去に同章の受章がない者。

授与人数 ー 毎年各加盟団体1名以内

授与期日 ー 国民体育大会のとき

5. 高校優秀選手章

(1) 各加盟団体は、栄章規程に基づき、申請書に記入し、加盟団体から本連盟会長に推薦する。

(2) 授与区分 ー 高校生競技者または18歳未満の勤労競技者として優秀な者に授与する。
過去に同章の受章がない者。

授与人数 ー 毎年各加盟団体1名以内

授与期日 ー 本連盟で徽章を作製し、各加盟団体で表彰する。

6. 中学優秀選手章

- (1) 各加盟団体は、栄章規程に基づき、申請書に記入し、加盟団体から本連盟会長に推薦する。
- (2) 授与区分 — 中学生競技者として優秀な者に授与する。
過去に同章の受章がない者。
- 授与人数 — 毎年各加盟団体1名以内
- 授与期日 — 本連盟で徽章を作製し、各加盟団体で表彰する。

7. 勲功章

- (1) 日本陸上競技界に勲功があった競技者及びその指導者に授与する。
- (2) 授与区分 — ①オリンピック、世界陸上競技選手権大会の入賞者。
リレー競走においては、いずれかのラウンドに出場した者を対象とする。
- ②アジア競技大会、ユニバーシアード及びU20世界陸上競技選手権大会の金メダリスト。
リレー競走においては、いずれかのラウンドに出場した者を対象とする。
- 授与人数 — 制限なし
- 授与期日 — 国民体育大会のとき

8. 競技者育成章

- (1) 日本陸上競技界に功績があった競技者の指導者に授与する。
- (2) 授与区分 — オリンピック及び世界陸上競技選手権大会の入賞者の本人推薦による、小学校以上で陸上競技の育成指導にあたった者。
勲功章と重複して授与はできない。
- 授与人数 — 各2名以内
- 授与期日 — 国民体育大会のとき

9. 諸記録章

- 授与区分 — 日本人で世界記録、U20世界記録、室内世界記録、日本記録、U20日本記録、U18日本記録及び室内日本記録を樹立した者に授与する。
- 授与人数 — 制限なし
- 授与期日 — 本連盟で作製した章記を本人へ郵送する。

10. 浄財寄付者顕彰

- 授与区分 — 本連盟に浄財を寄付した者、又は本連盟の財政に寄与した者に記念品をおくって顕彰する。
- 授与人数 — 制限なし
- 授与期日 — 本連盟で作製した章記を各人へ郵送する。

11. アスレティックス・アワード

(1) アスリート・オブ・ザ・イヤー

- 授与区分 ー 当年においてその活躍が最も顕著であった競技者に授与する。
授与人数 ー 毎年1名もしくは1チーム以内
授与期日 ー アスレティックス・アワードのとき

(2) 優秀選手賞

- 授与区分 ー 当年において優秀な成績を収めた競技者に授与する。
授与人数 ー 毎年若干名
授与期日 ー アスレティックス・アワードのとき

(3) 新人賞

- 授与区分 ー 当年の活躍が顕著であり、将来が期待される競技者に授与する。
授与人数 ー 毎年4名以内（東京運動記者クラブ選出の競技者男女各1名以内と本連盟選出の競技者男女各1名以内）
授与期日 ー アスレティックス・アワードのとき

(4) 特別賞

- 授与区分 ー 陸上競技を通じた活動や活躍が広く社会に対して貢献したと認められた者もしくは団体に授与する。
授与人数 ー 毎年若干名
授与期日 ー アスレティックス・アワードのとき

12. 感謝状贈呈

- 授与区分 ー 本連盟の実施する諸事業に積極的に協力・貢献したと認められた団体に授与する。
授与人数 ー 制限なし
授与期日 ー 該当者のあったとき